

議案第75号

葛飾区コミュニティ住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成24年11月29日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

公営住宅法施行令の改正に伴い、葛飾区コミュニティ住宅の使用者資格に係る収入基準について定めるほか、規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区コミュニティ住宅条例の一部を改正する条例

葛飾区コミュニティ住宅条例（平成12年葛飾区条例第81号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第4号中「令第6条第5項第1号に規定する金額」を「21万4千円」に改める。

第10条第1項中「第6条第1項第4号ア又はイに掲げる場合にあってはそれぞれ同号ア又はイに定める金額を、同号ウに掲げる場合にあっては令第8条第1項に定める法第23条第2号ハに掲げる場合の」とあるのは「令第6条第5項第1号に掲げる」を「第6条第1項第4号ア、イ又はウに掲げる場合に应じ、それぞれ同号ア、イ又はウに定める金額」とあるのは「21万4千円」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。